

非営利法人の消費税の計算（2019年改訂）

[有限会社シンシステムデザイン](#)

- らくらく会計の消費税計算は、この会計ソフトの主目的の処理ではありません。あくまでも参考資料程度に活用してください。
- ただし、ご指摘いただきましたアドバイスや不具合は出来るだけ改善を加えていきます。

1 消費税の改正に伴う対応

- 今回の改訂では、集計期間が
2019年9月30日までは8%、2019年10月1日以降では10%で計算するようにしました。
- 従いまして、今年度の消費税計算に限り
2019年4月1日 ～ 2019年9月30日までの計算と
2019年10月1日 ～ 2020年3月31日までの計算に分けて行ってください。
- 2019年10月1日以降の軽減税率8%への対応はつぎの消費税区分を使ってください。
通常の特税・・・11
課税個別対応・・・12
特定収入・・・13

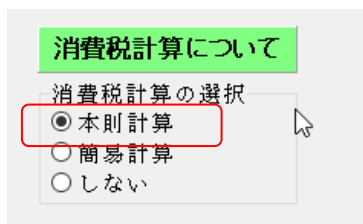
2 改良及び不具合修正

- 2019-11-27
消費税の簡易計算において、見込仕入率40%が欠落していましたので、修正しました。
この修正に伴い、2019-10-01以降の仕訳の消費税フラグは6->7 7->8,8->9,9->10,10->11に自動的にカウントアップされます。
不明な点などご連絡ください。

3 本則計算での運用

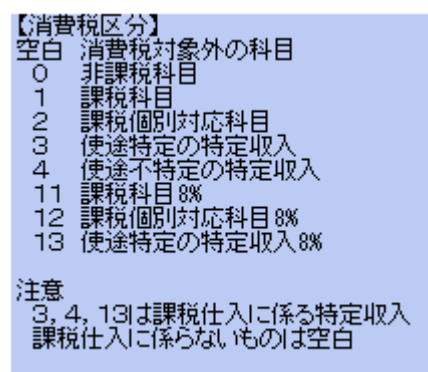
本則計算をするための設定

初期設定メニュー ⇒ 会計期首 本則計算を選択します。



科目設定のための消費税区分について

勘定科目の設定画面で、次の区分を入れてください。 _



税区分は概ね次のようになりますが、具体的には税理士さんに相談してください。

✚ 消費税に関係しないものは空白

現金預金、人件費、借入金、預り金、未払金、公租公課、減価償却費などや、人件費支出に指定された補助金など。

✚ 非課税科目 0

授業料や受取利息など政策的に課税されないもの

✚ 課税科目 1

収入の場合 課税対象となる課税売上（〇〇事業収入）

支出の場合 課税対象となる課税仕入（商品の仕入額や消耗品費などの経費）

✚ 個別対応の課税科目 2

個別対応による本則計算を行う場合の課税対象の科目

✚ 使途特定の特定収入 3

例) 使途が特定された補助金・寄付金など

✚ 使途不特定の特定収入 4

使途が特定されていない補助金・寄付金・会費収入など

✚ その他 5

個別対応における非課税売上に対応しない課税仕入の場合、あるいは課税に関係しない特定収入など、仕訳上区別したい場合の区分で、省略しても計算には影響はありません。

消費税区分の設定例

仕訳をするときに区分の変更できますので、おもに属する区分を設定してください。

勘定科目(B/S,P/L)		資金収支の科目(C/F)							
科目コード	科目名	FlgA	FlgB	FlgC	小科目	補助科目	FlgG	FlgH	消費税
51200	手数料	3	2	1					
51210	入学検定料	0	2	1					0
51220	試験料	0	2	1					0
51230	証明手数料	0	2	1					0
51240	入学受入準備費	0	2	1					0
51300	寄付金	3	2	1					
51310	特別寄付金	0	2	1					
51320	一般寄付金	0	2	1					
51330	現物寄付	0	2	1					
51400	経常費等補助金	3	2	1					
51410	国庫補助金	0	2	1					4
51420	都道府県補助金	0	2	1					3
51430	市町村補助金	0	2	1					3
51440	施設型給付費	0	2	1					3
51500	付随事業収入	3	2	1					
51510	補助活動収入	0	2	1					1
51520	付随事業収入	0	2	1					1
51530	受託事業収入	0	2	1					1

【補足】

- ✚ 実際の仕訳において、ここで設定した区分は自由に変更が出来ます。
- ✚ 課税支出に係わないその他の特定収入の設定は不要です。

仕訳の方法

通常に仕訳を行うと、あらかじめ設定した消費税区分の番号が出ます。消費税区分を変更したい場合は、消費税区分を変更してください。

金額は税込金額で仕訳を行ってください。

人件費の補助金収入や人件費、交際費など消費税に関係しない科目は消費税区分を空白にしてください。

借方科目コード 補助科目コード	借方金額 消費税区分	貸方科目コード 補助科目コード	貸方金額 消費税区分
111030 預金1	3,000,000	51040 受取地方公共団体助成金	3,000,000 3使途特定
211020 現金	108,000	50170 ○○事業収益	108,000 1課税
356090 管/旅費交通費	54,000 1課税	11020 現金	54,000
455020 事/給料手当	1,000,000	11030 預金1	1,000,000

消費税計算の出力

メインメニュー ⇒ 消費税計算のボタンを押すと次の画面になります。

この画面で、集計期間設定して、“実行” ボタンを押します。

操作説明

自 2019 年 4 月 1 日

至 2019 年 9 月 30 日

実行

開じる

消費税区分の一括設定

消費税の区分は、仕訳の入力時点で行うことを原則としていますが、年度の途中から消費性計算を行う場合は、

- ① 初期設定画面で、消費税計算の選択
- ② 勘定科目の設定画面で、消費税の区分を設定
- ③ 仕訳入力 ⇒ 補助作業 の画面を開いて、8 消費税区分の一括設定 を実行する。

以上の操作で、既に入力済みの仕訳も一括で消費税区分の設定が出来ます。

8 消費税区分の一括設定

一括設定の実行

期間範囲

2019/04/01 19

2019/09/03 19

消費税区分コードを入力

0 ~ 5 から まで

選択

設定

解除

すべて解除

【重要な注意】

- この作業を行うと、既に入力済みの消費税区分が既定値に変わりますので、安易に行わないでください。

4 本則計算での実行例

本則計算は、**仮受けた消費税**から**仮払した消費税**を差し引いた金額が納付すべき消費税になります。しかし、多くの非営利法人の場合は、課税売上比率が低い場合や特定収入の割合が高いために仕入（経費支出）に係る消費税がすべて控除されるものではありません。

以下の説明は、齋藤力夫先生編著「非営利法人の消費税第6版」中央経済社の186ページから197ページまでの演習例題に対応する内容で行っています。なお、非営利法人の消費税計算については、同書の熟読をお願いします。

下記の仕訳例は、次のような科目で仕訳を行い、消費税区分で内容を分けています。

収入科目

- ・ 課税売上（収入）は、“事業収益”で行っています。
- ・ 非課税収入は、“受取利息”で行っていますが、一部は、“事業収益”で区分を0にしていますので、例えば学校法人の場合、非課税収入である“授業料収入”などに読み替えてください。
- ・ 特定収入は、“会費収入”、“補助金収入”の科目を使い、消費税区分で区分けをしています。

支出（仕入）科目

- ・ 消費税に関係しない科目は、すべて“給与手当”の科目としています。実際の仕訳において、例えば“減価償却費”、“〇〇引当金繰入”等の場合、消費税区分は空白にしてください。
- ・ 消費税に関係する科目は、すべて“消耗品費”の科目として、**消費税区分**で仕入内容を区分しています。例えば、1は通常の課税仕入、2は個別対応をする場合の課税仕入、5は個別対応方式の場合の非課税収入に対応する課税仕入となりますが、計算には関係しないので、空白にしても構いません。

1			50130 会費収入	700,000	4 用途不特定
2			50190 補助金収入	200,000	3 用途特定
3			50190 補助金収入	300,000	2 個別対応
4			50030 受取利息	1,000,000	0 非課税
5			50170 事業収益	6,300,000	1 課税
655020	事/給料手当	5,000,000			対象外
755120	事/消耗品費	1,050,000			非課税に対応する課税仕入
		5 その他			
855120	事/消耗品費	1,050,000			課税仕入
		1 課税			
955120	事/消耗品費	2,100,000			課税収入に対応する仕入のみ
		2 個別対応			
10			11020 現金	700,000	

【1】 課税売上割合 95%以上の場合

課税売上割合が高く、特定収入が多い場合の例です。

1			50190 補助金収入	1,800,000	課税仕入のみに使用 3 使途特定
2			50300 受取寄付金	1,000,000	使途が特定されていない 4 使途不特定
3			50170 事業収益	100,000	非課税売上 0 非課税
4			50170 事業収益	3,150,000	課税売上 1 課税
5	555020 事/給料手当	4,000,000			課税外仕入
6	655120 事/消耗品費	4,200,000			課税仕入 1 課税
7			11020 現金	2,150,000	

計算基礎データ

収入・売上

(0) 非課税売上 100,000 税振(1b)

(1) 課税売上 3,150,000 3,000,000

課税仕入れに係わる特定収入

(2) 課税個別対応 0

(3) 使途特定収入 1,800,000

(4) 使途不特定収入 1,000,000

支出・仕入

(5) 課税仕入 4,200,000

(6) 課税個別対応 0

課税売上割合(X) = $\frac{(0)+(1b)}{(1b)} = \frac{3,100,000}{3,000,000} \times 100 = 96.77419$

特定収入割合(Y) = $\frac{(2)+(3)+(4)}{(0)+(1b)+(2)+(3)+(4)} = \frac{2,800,000}{5,900,000} \times 100 = 47.45763$

調整割合(Z) = $\frac{(4)}{(0)+(1b)+(4)} = \frac{1,000,000}{4,100,000} \times 100 = 24.39024$

課税売上95%未満の場合の選択

一括比例配分方式A

個別対応方式B

(2a)と(2b)が有効な場合のみ個別対応方式[B]が有効

課税標準額(1000未満切捨て) 3,000,000

① 課税売上に係る税額 課税標準額*4/100 120,000

② 通常の控除仕入税額(一括比例) $\frac{\text{課税標準額} \times 4}{100}$ 160,000

③ 使途特定の特定収入に係る仕入税額(一括比例) $\frac{(5+6)}{1.05 \times 0.04} \times [X]$ 68,571

④ 使途不特定の特定収入に係る仕入税額(調整割合) $\frac{(3+2)}{1.05 \times 0.04} \times [Z]$ 22,299

⑤ 控除仕入税額 ②-③-④ 69,130

⑥ 消費税額①-⑤ 100未満切捨て 50,800

⑦ 地方消費税 ⑥*25% 12,700

⑧ 消費税合計額 ⑥+⑦ 63,500

注)
課税売上割合(X)・・・95%以上の場合はX=1として右側の計算をします。
特定収入割合(Y)・・・5%超か否かの計算です。右側の①～⑧には直接使用しません。

この計算例は、税率 5%のもとで行ったものです。

以下の計算例も同様です。

最新更新日でのシステムでは、2019年10月1日の税率での計算になっています。

【2】 課税売上割合 95%以上で一般特定収入のみの場合

1と同じ例ですが、使途が課税仕入に特定された特定収入が無い場合の例です。

1			50130	会費収入	3,000,000	4	使途不特定の特定収入
2			50340	受取利息	300,000	0	非課税
3			50170	事業収益	7,350,000	1	課税
456020	管/給料手当	6,000,000					対象外仕入
555120	事/消耗品費	4,200,000					課税仕入
6			11020	現金	-450,000		

計算基礎データ

収入・売上

(0) 非課税売上	300,000	税抜(1b)	
(1) 課税売上	7,350,000		7,000,000

課税仕入に係る特定収入

(2) 課税個別対応	0
(3) 使途特定収入	0
(4) 使途不特定収入	3,000,000

支出・仕入

(5) 課税仕入	4,200,000
(6) 課税個別対応	0

$$\text{課税売上割合}(X) = \frac{(1b)}{(0)+(1b)} \times 100 = \frac{7,000,000}{7,300,000} \times 100 = 95.89041$$

$$\text{特定収入割合}(Y) = \frac{(2)+(3)+(4)}{(0)+(1b)+(2)+(3)+(4)} \times 100 = \frac{3,000,000}{10,300,000} \times 100 = 29.12621$$

$$\text{調整割合}(Z) = \frac{(4)}{(0)+(1b)+(4)} \times 100 = \frac{3,000,000}{10,300,000} \times 100 = 29.12621$$

注) 課税売上割合(X)・・・95%以上の場合はX=1として右側の計算をします。
 特定収入割合(Y)・・・5%超か否かの計算です。右側の②～⑤には直接使用しません。

課税売上95%未満の場合の選択

- 一括比例配分方式A
 個別対応方式B

(2a)と(2b)が有効な場合のみ個別対応方式[B]が有効

課税標準額(1000未満切捨て) 7,000,000

① 課税売上に係る税額 課税標準額*4/100 280,000

② 通常の控除仕入税額(一括比例) 160,000

③ 使途特定の特定収入に係る仕入税額(一括比例) 0

④ 使途不特定の特定収入に係る仕入税額(調整割合) 46,601

⑤ 控除仕入税額 ②-③-④ 113,399

⑥ 消費税額①-⑤ 100未満切捨て 166,600

⑦ 地方消費税 ⑥*25% 41,800

⑧ 消費税合計額 ⑥+⑦ 208,200

【3】 課税売上割合 95%未満で一括比例方式の場合

非課税収入が 5%超、特定収入の割合が 5%以下である場合の例です。

1			50130	会費収入	400,000	用途不特定収入
2			50030	受取利息	5,000,000	非課税収入
3			50170	事業収益	4,200,000	課税売上
455020	事/給料手当	5,000,000				課税対象外
555120	事/消耗品費	6,300,000				課税仕入
6			11020	現金	1,700,000	

計算基礎データ

収入・売上

(0) 非課税売上 5,000,000 税振(1b)

(1) 課税売上 4,200,000 4,000,000

課税仕入れに係わる特定収入

(2) 課税個別対応 0

(3) 用途特定収入 0

(4) 用途不特定収入 400,000

支出・仕入

(5) 課税仕入 6,300,000

(6) 課税個別対応 0

課税売上割合(X) = $\frac{(1b)}{(0)+(1b)} \times 100 = \frac{4,000,000}{9,000,000} \times 100 = 44.4444$

特定収入割合(Y) = $\frac{(2)+(3)+(4)}{(0)+(1b)+(2)+(3)+(4)} \times 100 = \frac{400,000}{9,400,000} \times 100 = 4.25532$

調整割合(Z) = $\frac{(4)}{(0)+(1b)+(4)} \times 100 = \frac{400,000}{9,400,000} \times 100 = 4.25532$

課税売上95%未満の場合の選択

一括比例配分方式A

個別対応方式B

(2a)と(2b)が有効な場合のみ個別対応方式Bが有効

課税標準額(1000未満切捨て) 4,000,000

① 課税売上に係る税額 課税標準額*4/100 160,000

② 通常の控除仕入税額(一括比例) $\frac{(5+6)}{1.05 \times 0.04} \times DQ$ 106,666

③ 用途特定の特定収入に係る仕入税額(一括比例) $\frac{(3+2)}{1.05 \times 0.04} \times DQ$ 0

④ 用途不特定の特定収入に係る仕入税額(調整割合) $(2-3) \times Z$ 0

⑤ 控除仕入税額 ②-③-④ 106,666

⑥ 消費税額①-⑤ 100未満切捨て 53,300

⑦ 地方消費税 ⑥*25% 13,300

⑧ 消費税合計額 ⑥+⑦ 66,600

注)
課税売上割合(X)・・・95%以上の場合はX=1として右側の計算をします。
特定収入割合(Y)・・・5%超か否かの計算です。右側の①～⑧は直接使用しません。

【4】課税売上割合 95%未満で個別対応方式

3の例と同じであるが、個別対応方式の場合の例です。

1			50130	会費収入	400,000	4	400,000	用途不特定収入
2			50030	受取利息	5,000,000	0	5,000,000	非課税収入
3			50170	事業収益	4,200,000	1	4,200,000	課税売上
455020	事/給料手当	5,000,000						課税対象外
555120	事/消耗品費	1,890,000						非課税対応に対応する課税仕入
	5その他	1,260,000						
655120	事/消耗品費	1,260,000						課税
	1課税							
755120	事/消耗品費	3,150,000						個別課税
	2個別対応							
8			11020	現金	1,700,000			

計算基礎データ

収入・売上

(0) 非課税売上 5,000,000 税抜(1b)

(1) 課税売上 4,200,000 4,000,000

課税仕入れに係る特定収入

(2) 課税個別対応 0

(3) 用途特定収入 0

(4) 用途不特定収入 400,000

支出・仕入

(5) 課税仕入 1,260,000

(6) 課税個別対応 3,150,000

課税売上割合(X) = $\frac{(1b)}{(0)+(1b)} \times 100 = \frac{4,000,000}{9,000,000} \times 100 = 44.4444$

特定収入割合(Y) = $\frac{(2)+(3)+(4)}{(0)+(1b)+(2)+(3)+(4)} \times 100 = \frac{400,000}{9,400,000} \times 100 = 4.25532$

調整割合(Z) = $\frac{(4)}{(0)+(1b)+(4)} \times 100 = \frac{400,000}{9,400,000} \times 100 = 4.25532$

課税売上95%未満の場合の選択

一括比例配分方式A

個別対応方式B

(2a)と(2b)が有効な場合のみ個別対応方式[B]が有効

課税標準額(1000未満切捨て) 4,000,000

① 課税売上に係る税額 税込課税収入*4/105 160,000

② 通常の控除仕入税額(個別対応)

個別対応の部分 141,333

課税割合での配分の部分 21,333

③ 用途特定の特定収入に係る仕入税額(個別対応)

個別対応の部分 0

課税割合での配分の部分 0

④ 用途不特定の特定収入に係る仕入税額(調整割合) 0

⑤ 控除仕入税額 ②-③-④ 141,333

⑥ 消費税額①-⑤ 100未満切捨て 18,600

⑦ 地方消費税 ⑥*25% 4,600

⑧ 消費税合計額 ⑥+⑦ 23,200

注) 課税売上割合(X)・・・95%以上の場合はX=1として右側の計算をします。
 特定収入割合(Y)・・・5%超か否かの計算です。右側①～⑤には直接使用しません。

【5】課税売上割合 95%未満、特定収入 5%超で一括比例配分の場合

1			50130 会費収入	2,000,000	使途不特定の特定収入
				4	使途不特定
2			50030 受取利息	3,500,000	非課税
				0	非課税
3			50170 事業収益	4,200,000	課税売上
				1	課税
4	55020 事/給料手当	5,000,000			対象外
5	55120 事/消耗品費	6,300,000			課税仕入
		1			課税
6			11020 現金	1,600,000	

計算基礎データ

収入・売上

(0) 非課税売上	3,500,000	税抜(1b)
(1) 課税売上	4,200,000	4,000,000

課税仕入れに係る特定収入

(2) 課税個別対応	0
(3) 使途特定収入	0
(4) 使途不特定収入	2,000,000

支出・仕入

(5) 課税仕入	6,300,000
(6) 課税個別対応	0

課税売上割合(X) = $\frac{(0)+(1b)}{(1b)} \times 100 = \frac{7,500,000}{4,000,000} \times 100 = 53.33333$

特定収入割合(Y) = $\frac{(2)+(3)+(4)}{(0)+(1b)+(2)+(3)+(4)} \times 100 = \frac{2,000,000}{9,500,000} \times 100 = 21.05263$

調整割合(Z) = $\frac{(4)}{(0)+(1b)+(4)} \times 100 = \frac{2,000,000}{9,500,000} \times 100 = 21.05263$

注) 課税売上割合(X)・・・95%以上の場合はX=1として右側の計算をします。
 特定収入割合(Y)・・・5%超か否かの計算です。右側①～⑤には直接使用しません。

課税売上95%未満の場合の選択

- 一括比例配分方式A
- 個別対応方式B

(2a)と(2b)が有効な場合のみ個別対応方式Bが有効

課税標準額(1000未満切捨て) **4,000,000**

① 課税売上に係る税額 $\frac{\text{課税標準額} \times 4}{100} = 160,000$

② 通常の控除仕入税額(一括比例) $\frac{\text{課税標準額} \times 4}{100} = 127,999$

③ 使途特定の特定収入に係る仕入税額(一括比例) $\frac{(5+6)}{1.05 \times 0.04} \times D1 = 0$

④ 使途不特定の特定収入に係る仕入税額(一括比例) $\frac{(3+2)}{1.05 \times 0.04} \times D1 = 0$

⑤ 控除仕入税額 $(2)-(3)-(4) = 26,947$

⑥ 消費税額 $(2)-(3)-(4) = 101,052$

⑦ 消費税額 $(2)-(3)-(4) = 101,052$

⑧ 消費税額 $(2)-(3)-(4) = 101,052$

⑨ 消費税額 $(2)-(3)-(4) = 101,052$

⑩ 消費税額 $(2)-(3)-(4) = 101,052$

⑪ 消費税額 $(2)-(3)-(4) = 101,052$

⑫ 消費税額 $(2)-(3)-(4) = 101,052$

⑬ 消費税額 $(2)-(3)-(4) = 101,052$

⑭ 消費税額 $(2)-(3)-(4) = 101,052$

【6】課税売上割合 95%未満、特定収入 5%超で一括比例配分の場合

5と同じ条件であるが、課税仕入のみに使途が限定された特定収入がある場合

1			50130	会費収入	1,500,000	4	1,500,000	使途不特定の特定収入
2			50190	補助金収入	1,000,000	3	1,000,000	課税仕入のみに使用する特定収入
3			50030	受取利息	3,500,000	0	3,500,000	非課税
4			50170	事業収益	4,200,000	1	4,200,000	課税売上
555020	事/給料手当	5,000,000						対象外
655120	事/消耗品費	6,300,000						課税仕入
7			11020	現金	1,100,000			

計算基礎データ

収入・売上

(0) 非課税売上 3,500,000 税抜(1b) 4,000,000

(1) 課税売上 4,200,000

課税仕入れに係わる特定収入

(2) 課税個別対応 0

(3) 使途特定収入 1,000,000

(4) 使途不特定収入 1,500,000

支出・仕入

(5) 課税仕入 6,300,000

(6) 課税個別対応 0

課税売上割合(X) = $\frac{(1b)}{(0)+(1b)} \times 100 = \frac{4,000,000}{7,500,000} \times 100 = 53.33333$

特定収入割合(Y) = $\frac{(2)+(3)+(4)}{(0)+(1b)+(2)+(3)+(4)} \times 100 = \frac{2,500,000}{10,000,000} \times 100 = 25.00000$

調整割合(Z) = $\frac{(4)}{(0)+(1b)+(4)} \times 100 = \frac{1,500,000}{9,000,000} \times 100 = 16.66667$

課税売上95%未満の場合の選択

一括比例配分方式A

個別対応方式B

(2a)と(2b)が有効な場合のみ個別対応方式Bが有効

課税標準額(1000未満切捨て) 4,000,000

① 課税売上に係る税額 課税標準額*4/100 160,000

② 通常の控除仕入税額(一括比例) $(5+6) / 1.05 \times 0.04 \times [X]$ 127,999

③ 使途特定の特定収入に係る仕入税額(一括比例) $(3+2) / 1.05 \times 0.04 \times [X]$ 20,317

④ 使途不特定の特定収入に係る仕入税額(調整割合) $(2-3) \times [Z]$ 17,946

⑤ 控除仕入税額 ②-③-④ 89,736

⑥ 消費税額①-⑤ 100未満切捨て 70,200

⑦ 地方消費税 ⑥*25% 17,500

⑧ 消費税合計額 ⑥+⑦ 87,700

注)
課税売上割合(X)...95%以上の場合はX=1として右側の計算をします。
特定収入割合(Y)...5%超か否かの計算です。右側①~⑤には直接使用しません。

【7】課税売上割合 95%未満、特定収入 5%超で一括比例配分の場合

6 と同じ内容

1			50130	会費収入	1,300,000	使途不特定の特定収入
					4	使途不特定
2			50190	補助金収入	500,000	課税仕入のみに使用する特定収入
					3	使途特定
3			50030	受取利息	2,000,000	非課税
					0	非課税
4			50170	事業収益	5,250,000	課税売上
					1	課税
555020	事/給料手当	6,000,000				対象外
655120	事/消耗品費	4,200,000				課税仕入
		1				課税
7			11020	現金	1,150,000	

計算基礎データ

収入・売上

(0) 非課税売上	2,000,000	税振(1b)
(1) 課税売上	5,250,000	5,000,000

課税仕入に係る特定収入

(2) 課税個別対応	0
(3) 使途特定収入	500,000
(4) 使途不特定収入	1,300,000

支出・仕入

(5) 課税仕入	4,200,000
(6) 課税個別対応	0

課税売上割合(X)	(1b)	(0)+(1b)
71.42857	5,000,000	7,000,000
	× 100	
特定収入割合(Y)	(2)+(3)+(4)	(0)+(1b)+(2)+(3)+(4)
20.45455	1,800,000	8,800,000
	× 100	
調整割合(Z)	(4)	(0)+(1b)+(4)
15.66265	1,300,000	8,300,000
	× 100	

注) 課税売上割合(X)・・・95%以上の場合はX=1として右側の計算をします。
 特定収入割合(Y)・・・5%超か否かの計算です。右側①～⑤には直接使用しません。

課税売上95%未満の場合の選択

- 一括比例配分方式A
- 個別対応方式B

(2a)と(2b)が有効な場合のみ個別対応方式Bが有効

課税標準額(1000未満切捨て)

5,000,000

① 課税売上に係る税額	課税標準額*4/100	200,000
② 通常の控除仕入税額(一括比例)	課税標準額*4/100 (5+6)/1.05×0.04×DQ	114,285
③ 使途特定の特定収入に係る仕入税額(一括比例)	(3+2)/1.05×0.04×DQ	13,605
④ 使途不特定の特定収入に係る仕入税額(調整割合)	(2-3)×Z	15,769
⑤ 控除仕入税額	②-③-④	84,911

⑥ 消費税額①-⑤	100未満切捨て	115,000
⑦ 地方消費税	⑥*25%	28,700
⑧ 消費税合計額	⑥+⑦	143,700

【8】課税売上割合 95%未満、特定収入 5%超で個別対応方式の場合

課税売上に対応した課税仕入に用途が限定された特定収入がある場合の例です。

1			50130 会費収入	700,000	用途不特定
				4	用途不特定
2			50190 補助金収入	200,000	用途特定
				3	用途特定
3			50190 補助金収入	300,000	課税収入に対応する課税仕入のみ
				2	個別対応
4			50030 受取利息	1,000,000	非課税
				0	非課税
5			50170 事業収益	6,300,000	課税売上
				1	課税
6	55020 事/給料手当	5,000,000			対象外
7	55120 事/消耗品費	1,050,000			非課税に対応する課税仕入
		5	その他		
8	55120 事/消耗品費	1,050,000			課税仕入
		1	課税		
9	55120 事/消耗品費	2,100,000			課税収入に対応する仕入のみ
		2	個別対応		
10			11020 現金	700,000	

計算基礎データ

収入・売上

(0) 非課税売上 1,000,000 税抜(1b)

(1) 課税売上 6,300,000 6,000,000

課税仕入れに係る特定収入

(2) 課税個別対応 300,000

(3) 用途特定収入 200,000

(4) 用途不特定収入 700,000

支出・仕入

(5) 課税仕入 1,050,000

(6) 課税個別対応 2,100,000

課税売上割合(X) = $\frac{(1b)}{(0)+(1b)} \times 100 = \frac{6,000,000}{7,000,000} \times 100 = 85.71429$

特定収入割合(Y) = $\frac{(2)+(3)+(4)}{(0)+(1b)+(2)+(3)+(4)} \times 100 = \frac{1,200,000}{8,200,000} \times 100 = 14.63415$

調整割合(Z) = $\frac{(4)}{(0)+(1b)+(4)} \times 100 = \frac{700,000}{7,700,000} \times 100 = 9.09091$

課税売上95%未満の場合の選択

一括比例配分方式A

個別対応方式B

(2a)と(2b)が有効な場合のみ個別対応方式[B]が有効

課税標準額(1000未満切捨て) 6,000,000

① 課税売上に係る税額 税込課税収入*4/105 240,000

② 通常の控除仕入税額(個別対応)

個別対応の部分 114,285

課税割合での配分の部分 34,285

③ 用途特定の特定収入に係る仕入税額(個別対応)

個別対応の部分 17,958

課税割合での配分の部分 11,428

④ 用途不特定の特定収入に係る仕入税額(調整割合) 6,530

⑤ 控除仕入税額 ②-③-④ 87,570

⑥ 消費税額①-⑤ 100未満切捨て 152,400

⑦ 地方消費税 ⑥*25% 38,100

⑧ 消費税合計額 ⑥+⑦ 190,500

注) 課税売上割合(X)・・・95%以上の場合はX=1として右側の計算をします。
 特定収入割合(Y)・・・5%超か否かの計算です。右側①～⑤には直接使用しません。

【9】課税売上割合 95%未満、特定収入 5%超で個別対応方式の場合

非課税収入が 5%超、特定収入 5%超の場合

1			50130 会費収入	3,000,000	4 使途不特定	使途不特定の特定収入
2			50170 事業収益	5,000,000	0 非課税	非課税売上
3			50170 事業収益	6,300,000	1 課税	課税売上
456020	管/給料手当	7,000,000				課税対象外
555120	事/消耗品費	1,050,000				非課税に対する課税仕入
		5 その他				
655120	事/消耗品費	3,150,000				課税仕入
		1 課税				
755120	事/消耗品費	2,100,000				課税収入に対する課税仕入
		2 個別対応				
8			11020 現金	-1,000,000		

計算基礎データ

収入・売上

(0) 非課税売上 5,000,000 税振(1b)
 (1) 課税売上 6,300,000 6,000,000

課税仕入れに係る特定収入

(2) 課税個別対応 0
 (3) 使途特定収入 0
 (4) 使途不特定収入 3,000,000

支出・仕入

(5) 課税仕入 3,150,000
 (6) 課税個別対応 2,100,000

課税売上割合(X) = $\frac{(1b)}{(0)+(1b)} \times 100 = \frac{6,000,000}{11,000,000} \times 100 = 54.54545$

特定収入割合(Y) = $\frac{(2)+(3)+(4)}{(0)+(1b)+(2)+(3)+(4)} \times 100 = \frac{3,000,000}{14,000,000} \times 100 = 21.42857$

調整割合(Z) = $\frac{(4)}{(0)+(1b)+(4)} \times 100 = \frac{3,000,000}{14,000,000} \times 100 = 21.42857$

注) 課税売上割合(X)・・・95%以上の場合はX=1として右側の計算をします。
 特定収入割合(Y)・・・5%超か否かの計算です。右側①～⑤には直接使用しません。

課税売上95%未満の場合の選択

一括比例配分方式A

個別対応方式B

(2a)と(2b)が有効な場合のみ個別対応方式[B]が有効

課税標準額(1000未満切捨て) 6,000,000

① 課税売上に係る税額 税込課税収入*4/105 240,000

② 通常の控除仕入税額(個別対応) 145,454
 個別対応の部分 80,000
 課税割合での配分の部分 65,454

③ 使途特定の特定収入に係る仕入税額(個別対応) 0
 個別対応の部分 0
 課税割合での配分の部分 0

④ 使途不特定の特定収入に係る仕入税額(調整割合) 31,168

⑤ 控除仕入税額 ②-③-④ 114,286

⑥ 消費税額①-⑤ 100未満切捨て 125,700

⑦ 地方消費税 ⑥*25% 31,400

⑧ 消費税合計額 ⑥+⑦ 157,100

【10】 課税売上割合 95%未満、特定収入 5%超で一括比例配分方式の場合

9の事例と同様の場合

1			50130	会費収入	3,000,000	4	3,000,000	用途不特定の特定収入
2			50170	事業収益	5,000,000	0	5,000,000	非課税売上
3			50170	事業収益	6,300,000	1	6,300,000	課税売上
456020	管/給料手当	7,000,000						課税対象外
555120	事/消耗品費	6,300,000						課税収入に対する課税仕入
6			11020	現金	-1,000,000			

計算基礎データ

収入・売上

(0) 非課税売上	5,000,000	税抜(1b)	
(1) 課税売上	6,300,000		6,000,000

課税仕入れに係る特定収入

(2) 課税個別対応	0
(3) 用途特定収入	0
(4) 用途不特定収入	3,000,000

支出・仕入

(5) 課税仕入	6,300,000
(6) 課税個別対応	0

課税売上割合(X)	(1b)	(0)+(1b)	
54.54545	6,000,000	11,000,000	$\times 100$
特定収入割合(Y)	(2)+(3)+(4)	(0)+(1b)+(2)+(3)+(4)	
21.42857	3,000,000	14,000,000	$\times 100$
調整割合(Z)	(4)	(0)+(1b)+(4)	
21.42857	3,000,000	14,000,000	$\times 100$

注) 課税売上割合(X)・・・95%以上の場合はX=1として右側の計算をします。
 特定収入割合(Y)・・・5%超か否かの計算です。右側①～⑤には直接使用しません。

課税売上95%未満の場合の選択

- 一括比例配分方式A
- 個別対応方式B

(2a)と(2b)が有効な場合のみ個別対応方式[B]が有効

課税標準額(1000未満切捨て) 6,000,000

① 課税売上に係る税額 <small>課税標準額*4/100</small>	240,000
② 通常の控除仕入税額(一括比例) <small>課税標準額*4/100</small>	130,909
③ 用途特定の特定収入に係る仕入税額(一括比例) <small>(5+6)/1.05*0.04 * X</small>	0
④ 用途不特定の特定収入に係る仕入税額(調整割合) <small>(3+2)/1.05*0.04 * Z</small>	28,051
⑤ 控除仕入税額 ②-③-④	102,858

⑥ 消費税額①-⑤ 100未満切捨て	137,100
⑦ 地方消費税 ⑥*25%	34,200
⑧ 消費税合計額 ⑥+⑦	171,300

【11】 課税売上割合 95%未満、特定収入 5%超で個別対応方式の場合

非課税収入が 5%超、特定収入が 5%超の場合

1			50300 受取寄付金	1,800,000	使途不特定の特定収入
				4	使途不特定
2			50190 補助金収入	1,200,000	課税仕入のみに使用する特定収入
				3	使途特定
3			50170 事業収益	3,000,000	非課税売上
				0	非課税
4			50170 事業収益	4,200,000	課税売上
				1	課税
5	55020 事/給料手当	5,500,000			
6	65120 事/消耗品費	2,650,000			課税仕入
		1	課税		
7	75120 事/消耗品費	2,100,000			課税収入に対する課税仕入
		2	個別対応		
8			11020 現金	50,000	

計算基礎データ

収入・売上

(0) 非課税売上	3,000,000	税抜(1b)
(1) 課税売上	4,200,000	4,000,000

課税仕入に係わる特定収入

(2) 課税個別対応	0
(3) 使途特定収入	1,200,000
(4) 使途不特定収入	1,800,000

支出・仕入

(5) 課税仕入	2,650,000
(6) 課税個別対応	2,100,000

課税売上割合(X)

$$57.14286 = \frac{(1b)}{(0)+(1b)} \times 100 = \frac{4,000,000}{7,000,000} \times 100$$

特定収入割合(Y)

$$30.00000 = \frac{(2)+(3)+(4)}{(0)+(1b)+(2)+(3)+(4)} \times 100 = \frac{3,000,000}{10,000,000} \times 100$$

調整割合(Z)

$$20.45455 = \frac{(4)}{(0)+(1b)+(4)} \times 100 = \frac{1,800,000}{8,800,000} \times 100$$

注)

課税売上割合(X)・・・95%以上の場合はX=1として右側の計算をします。
 特定収入割合(Y)・・・5%超か否かの計算です。右側①～⑤には直接使用しません。

課税売上95%未満の場合の選択

- 一括比例配分方式A
 個別対応方式B
(2a)と(2b)が有効な場合のみ個別対応方式[B]が有効

課税標準額(1000未満切捨て)

4,000,000

① 課税売上に係る税額 税込課税収入*4/105

160,000

② 通常の控除仕入税額(個別対応)

137,686

個別対応の部分

80,000

課税割合での配分の部分

57,686

③ 使途特定の特定収入に係る仕入税額(個別対応)

26,122

個別対応の部分

0

課税割合での配分の部分

26,122

④ 使途不特定の特定収入に係る仕入税額(調整割合)

22,819

⑤ 控除仕入税額 ②-③-④

88,745

⑥ 消費税額①-⑤ 100未満切捨て

71,200

⑦ 地方消費税 ⑥*25%

17,800

⑧ 消費税合計額 ⑥+⑦

89,000

5 簡易計算での運用

簡易計算をするための設定

初期設定メニュー ⇒ 会計期首 簡易計算を選択します。

ライセンスキー登録 開じる(O)

会計期首
2013/04/01 職印 1
例) 1999/04/01 職印 2
職印 3
職印 4
職印 5

印刷時の表示選択
 和暦表示
 西暦表示

消費税計算の選択
 本則計算
 簡易計算
 しない

消費税計算の説明はこちらをダブルクリック

ユーザーパスワード(4桁の数値)

見だけパスワード(5桁の数値)

現預金入力ボタン
 表示する 表示しない

科目の既定値を設定

初期設定メニュー ⇒ 勘定科目の設定の消費税の欄 に設定します。

次の例のように課税仕入に係る科目に、既定値を設定してください。

勘定科目(B/S,P/L) 資金収支の科目(C/F)

科目コード	科目名	FlgA	FlgB	FlgC	小科目	補助科目	FlgG	FlgH	消費税
51120	事業収入	3	2	1					8
51130	事業収入	0	2	1					
51140	経常経費補助金収入	3	2	1					
51150	経常経費補助金収入	0	2	1					
51160	寄付金収入	3	2	1					
51170	寄付金収入	0	2	1					
51180	雑収入	3	2	1					10
51190	雑収入	0	2	1					
51200	借入金元金償還補助金収入	3	2	1					
51210	借入金元金償還補助金収入	0	2	1					
51220	引当金戻入	3	2	1					
51230	徴収不能引当金戻入	0	2	1					
51240	退職給与引当金戻入	0	2	1					
51250	国庫補助金等特別積立金取崩額	3	2	1					
51260	国庫補助金等特別積立金取崩額	0	2	1					

【小科目の設定】

- 集計科目のFlgAを「1」にする。
- 小科目に「1」をつける。

【補助科目の設定】

- 補助科目に「1」をつける。
- 補助科目の設定ボタンを押す。

【消費税区分】

空白 消費税対象外の科目

0 非課税科目

1 みなし仕入率90%(8%)

2 みなし仕入率80%(8%)

3 みなし仕入率70%(8%)

4 みなし仕入率60%(8%)

5 みなし仕入率50%(8%)

6 みなし仕入率40%(8%)

7 みなし仕入率90%(10%)

8 みなし仕入率80%(10%)

9 みなし仕入率70%(10%)

10 みなし仕入率60%(10%)

11 みなし仕入率50%(10%)

12 みなし仕入率40%(10%)

こので、設定する既定値は仕訳入力の画面で、個別に変更することができます。

【補足】

簡易計算は課税売上のみで計算しますので、消費税区分の設定は課税売上科目のみです。

仕訳の方法

仕訳を行うと、あらかじめ設定した消費税区分の番号が出ます。
消費税区分を変更したい場合は、消費税区分の数値を変更してください。
金額は税込金額で仕訳を行ってください。

借方科目コード 補助科目コード	借方金額 消費税区分	貸方科目コード 補助科目コード	貸方金額 消費税区分
1 11020 現金	5,400,000	50175 共同仕入商品	5,400,000
			1 仕入率90%
2 11020 現金	1,080,000	50170 新技術講習会	1,080,000
			5 仕入率50%

消費税計算の出力

メインメニュー ⇒ 消費税計算のボタンを押すと次の画面になります。
この画面で、集計期間と、出力帳票の選択を行って、“実行” ボタンを押します。

The screenshot shows a window titled 'syohizei2' with the following elements:

- Start date: 自 2014 年 4 月 1 日
- End date: 至 2015 年 3 月 31 日
- Buttons: '実行' (Execute) and '開じる(O)' (Close).
- Selection options: '消費税集計一覧表' (Consumption Tax Summary Table) and '消費税取引明細書' (Consumption Tax Transaction Statement).

科目別の集計例

消費税計算に係わる売上科目の集計一覧表は次のようになります。

消費税計算

2019年4月1日から2020年3月31日まで

		学校法人まるさんかくしかく学園 あああ											
		上 税込 中 税抜 下 消費税											
コード	科目名	課税対象外	非課税	8%税率					10%税率				
				仕入率90%	仕入率80%	仕入率70%	仕入率60%	仕入率50%	仕入率90%	仕入率80%	仕入率70%	仕入率60%	仕入率50%
51510	補助活動収入		2,180,000 2,000,000 54,000			1,080,000 100,000 24,000					1,100,000 1,000,000 80,000		
	合計(税込)		2,180,000			1,080,000					1,100,000		
	合計(税抜)		2,000,000			1,000,000					1,000,000		
	消費税		54,000			24,000					80,000		

消費税取引明細書

消費税に係わる仕訳の明細書が出力できます。

消費税仕訳明細一覧表

2019年4月1日から2020年3月31日まで

学校法人まるさんかくしかく学園 あああ					
日付	コード	科目名	摘要名	税込金額	課税区分
19/10/03	51510	補助活動収入		1,100,000	仕入率70%(10%)
19/10/03	51510	補助活動収入		1,080,000	仕入率70%(8%)
				2,180,000	